

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	都 市 政 策 課
◎ 告 示	
・保安林の指定の予定（3件）	林 政 課
・保安林の指定の解除の予定	//
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2件）	//
◎ 公 告	
・都市計画の図書の縦覧	都 市 政 策 課
・郡川水系河川整備計画の閲覧	河 川 課
・落札者等	教育環境整備課
◎ 教育委員会規則	
○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	働きがい推進室
◎ 教育長公告	
・長崎県公立学校教員採用選考試験の実施	高 校 教 育 課
◎ 公安委員会規則	
○長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	警 務 課
○警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	//

規 則

長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第3号

長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県屋外広告物条例施行規則（昭和39年長崎県規則第110号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(点検) 第7条の2 略 2 略	(点検) 第7条の2 略 2 略

3 条例第12条の2第2項第2号に規定する同等以上の知識を有する者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。 (1)及び(2) 略 (3) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者 (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が認める者	3 条例第12条の2第2項第2号に規定する同等以上の知識を有する者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。 (1)及び(2) 略 (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が認める者
---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第94号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
南松浦郡新上五島町荒川郷字久字良225の11、225の61
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
平戸市野子町字清水2646、2655
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第96号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
対馬市美津島町黒瀬字大壇164の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除予定保安林の所在場所
対馬市上対馬町小鹿字クロヒラ387の16・387の19・387の26・387の31・388の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市上県町桎滝字道ノ隈873番18地先から 対馬市上県町桎滝字道ノ隈873番26地先まで	前	21.2～48.0	146.8	
	後	29.1～74.8	146.8	

長崎県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市上県町檜滝字道ノ隈873番26地先から 対馬市上県町檜滝字道ノ隈873番26地先まで	令和7年2月21日

長崎県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	佐世保市指方町2616番地先から 佐世保市指方町2712番8地先まで	令和7年2月21日

公 告

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画下水道の変更（諫早市決定）
- 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

郡川水系河川整備計画の閲覧（公告）

郡川水系河川整備計画を変更したので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 閲覧の期間
この公告の日から起算して1か月
- 閲覧の場所
土木部河川課、県央振興局建設部河港課

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年2月21日

長崎県知事 大石 賢吾

- 購入件名及び数量

- ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
 予定契約電力 2,521kW、予定使用電力量 3,970,137kWh
- ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
 予定契約電力 2,992kW、予定使用電力量 4,252,242kWh
- ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）
 予定契約電力 2,668kW、予定使用電力量 4,253,192kWh
- ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）
 予定契約電力 1,816kW、予定使用電力量 2,811,415kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 長崎県教育庁教育環境整備課
 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3323
- 3 契約方法
 一般競争入札
- 4 落札決定日
 令和7年2月13日
- 5 落札者
 - ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
 東京都港区港南二丁目10番9号 株式会社V-Power 代表取締役 小室 正則
 - ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
 東京都港区港南二丁目10番9号 株式会社V-Power 代表取締役 小室 正則
 - ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）
 東京都港区港南二丁目10番9号 株式会社V-Power 代表取締役 小室 正則
 - ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）
 東京都港区港南二丁目10番9号 株式会社V-Power 代表取締役 小室 正則
- 6 落札価格
 - ①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）
 85,659,632円（消費税及び地方消費税は含まない。）
 - ②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）
 92,822,039円（消費税及び地方消費税は含まない。）
 - ③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）
 91,599,543円（消費税及び地方消費税は含まない。）
 - ④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）
 60,802,312円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
 令和6年12月27日
- 8 落札方式
 総額が最低価格

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年長崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

様式

様式第3号

様式第3号（第16条―第25条関係）
・整理番号（金融機関等で支払い完了後、以下に12桁の整理番号を記入すること。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

教育職員免許状										(授与・追加) (交付) 願 (検 定)		
長崎県教育委員会 様										年 月 日		
(※自署)氏 名												
私は下記の教育職員免許状を（授与）（交付）（教育領域の追加）していただきたいので関係書類を添えてお願いします。												
本 籍	都・道 府・県	生 年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日								
現住所	市 町 番地			県 市 村 番 号								
受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類										教科、特別支援教育領域又は事項		
幼・小・中・高・特別支援 自立教科等・養護教諭・栄養教諭 特 別 ・ 臨 時										専修・1種・2種 特 別 ・ 臨 時		
連絡先	TEL			※			職員番号（6桁）					
勤務校				勤務校が長崎県内の 公立学校の場合								
誓 約 書												
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び出願について虚偽のないことを誓約いたします。												
年 月 日												
(※自署)氏 名												
根拠	別表 1. 2. 2の2. 3. 4. 5. 6. 6の2. 7. 8										免許法附則 3. 5. 8. 9. 12. 18	
	法16条の2. 16条の4. 17条. 18条										施 1 条 号	
	施 2 条 号 法 5 条											
判定	合 格	授与年月日		年 月 日		原簿番号						
	不 合 格	不 合 格 の 理 由										

注1 本欄枠内のみ記入。枠外は記入しないこと。
2 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと（押印不要）。
3 記入にあたっては裏面の記入上の注意事項をよく読むこと。

受 付

様式

様式第3号

様式第3号（第16条―第25条関係）
・整理番号（金融機関等で支払い完了後、以下に12桁の整理番号を記入すること。）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

教育職員免許状										(授与・追加) (交付) 願 (検 定)		
長崎県教育委員会 様										年 月 日		
(※自署)氏 名												
私は下記の教育職員免許状を（授与）（交付）（教育領域の追加）していただきたいので関係書類を添えてお願いします。												
本 籍	都・道 府・県	生 年 月 日	明・大 昭・平	年 月 日								
現住所	市 町 番地			県 市 村 番 号								
受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類										教科、特別支援教育領域又は事項		
幼・小・中・高・特別支援 自立教科等・養護教諭・栄養教諭 特 別 ・ 臨 時										専修・1種・2種 特 別 ・ 臨 時		
連絡先	TEL			※			職員番号（6桁）					
勤務校				勤務校が長崎県内の 公立学校の場合								
誓 約 書												
私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに該当しないこと及び出願について虚偽のないことを誓約いたします。												
年 月 日												
(※自署)氏 名												
根拠	別表 1. 2. 2の2. 3. 4. 5. 6. 6の2. 7. 8										免許法附則 3. 5. 8. 9. 12. 18	
	法16条の2. 16条の4. 17条. 18条										施 1 条 号	
	施 2 条 号 法 5 条											
判定	合 格	授与年月日		年 月 日		原簿番号						
	不 合 格	不 合 格 の 理 由										

注1 本欄枠内のみ記入。枠外は記入しないこと。
2 氏名の記入にあたっては必ず本人自ら署名し、ゴム印などを使用しないこと（押印不要）。
3 記入にあたっては裏面の記入上の注意事項をよく読むこと。

受 付

(裏面)

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離した<納付済証> を貼付	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の<納付済証 照合票 >を貼付 ※手数料収納窓口で決済端末による納付の場合 手数料収納窓口で受け取った<利用明細書>を 貼付
貼付箇所	貼付箇所

【手数料収納窓口で納付の場合】
納付窓口で受け取った<利用明細書(レシート)>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】
領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>
の2つを貼付

【県処理欄】
☐ 財務会計システムへの申請書等受付の登録

記入上の注意点

1 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

- (1) 3号 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 4号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 5号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (4) 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を
暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入
した者

2 授与・追加・交付・検定の区分

- (1) 授与・追加額 免許法別表第1、別表第2、別表第2の2、第16条の2、第16条の4、
第17条又は免許法附則第8項若しくは附則第12項による場合(授与)を
赤○で囲むこと。
- (2) 交付額 施行法第1条による場合(交付)を赤○で囲むこと。
- (3) 検定額 (1)及び(2)以外の根拠による場合(検定)を赤○で囲むこと。

3 受けようとする免許状の種類欄は、該当する項目を赤○で囲むこと。

4 中学校、高等学校、特別支援学校又は自立教科等の免許状の場合は、教科、特別支援教育領域
又は事項を記入すること。

5 出願書類は、ホッチキスで左側中央を綴ること。クリップ等を用いないこと。

6 手数料

- (1) 手数料は、授与・交付・検定・教育領域追加の区分により長崎県手数料条例に定める額を納
付すること。

(裏面)

納付した手数料の内容	
※手数料納付書による納付の場合 領収証書から切り離した<納付済証> を貼付	※手数料納付書による納付の場合 手数料納付書の控え右側の<納付済証 照合票 >を貼付 ※手数料収納窓口で決済端末による納付の場合 手数料収納窓口で受け取った<利用明細書>を 貼付
貼付箇所	貼付箇所

【手数料収納窓口で納付の場合】
納付窓口で受け取った<利用明細書(レシート)>のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】
領収証書から切り離した<納付済証>と納付書の控え部分から切り離した<納付済証 照合票>
の2つを貼付

【県処理欄】
☐ 財務会計システムへの申請書等受付の登録

記入上の注意点

1 教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定は、次のとおりである。

- (1) 3号 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 4号 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (3) 5号 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- (4) 6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を
暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入
した者

2 授与・追加・交付・検定の区分

- (1) 授与・追加額 免許法別表第1、別表第2、別表第2の2、第16条の2、第16条の4、
第17条又は免許法附則第8項若しくは附則第12項による場合(授与)を
赤○で囲むこと。
- (2) 交付額 施行法第1条による場合(交付)を赤○で囲むこと。
- (3) 検定額 (1)及び(2)以外の根拠による場合(検定)を赤○で囲むこと。

3 受けようとする免許状の種類欄は、該当する項目を赤○で囲むこと。

4 中学校、高等学校、特別支援学校又は自立教科等の免許状の場合は、教科、特別支援教育領域
又は事項を記入すること。

5 出願書類は、ホッチキスで左側中央を綴ること。クリップ等を用いないこと。

6 手数料

- (1) 手数料は、授与・交付・検定・教育領域追加の区分により長崎県手数料条例に定める額を納
付すること。

附 則

- この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則に定める様式のうち、この規則で定める様式に対応する様式については、この規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

教 育 長 公 告

長崎県公立学校教員採用選考試験の実施(公告)

教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条の規定により、令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和7年2月21日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介

1 採用予定者数

校種・職	採用予定者数	
小学校教諭	230名程度	離島枠(4)及び英語専科(10)を含む
中学校教諭	130名程度	国語(20)、社会(10)、数学(10)、理科(20)、音楽(15)、美術(10)、 保健体育(10)、技術(10)、家庭(10)、英語(15) 特別支援教育担当教員(5)を含む
		国語(10)、地理歴史[世界史(2)、日本史(2)、地理(2)]、公民(1)、

高等学校教諭	94名程度	数学（８）、理科〔物理（２）、化学（４）、生物（２）、地学（１）〕、保健体育（５）、芸術〔音楽（２）、美術（２）〕、英語（１３）、家庭（６）、情報（２）、農業（３）、工業〔機械（３）、電気（７）、建築（４）、土木（４）、工業化学（１）〕、商業（６）、看護（１）、水産〔機関（１）〕
特別支援学校教諭	50名程度	小学部（20）、中学部・高等部（30）
養護教諭	24名程度	
栄養教諭	1名程度	

※上記の採用者数はあくまでも予定であり、確定したものではない

2 目 的

長崎県公立学校教員の採用にあたり、選考資料とするために実施する。

3 長崎県が求める教師像

【小学校教諭】心豊かで明るく、子どもとともに遊び、ともに学ぼうとする人
 【中学校教諭】情熱にあふれ、生徒とともにあり、わかる授業に努める人
 【高等学校教諭】教科に関する専門性が高く、生徒の指導にも熱心に取り組み、明るく社会性に富む人
 【特別支援学校教諭】子どもに対する純粋な愛情を持ち、ともに学び、ともに成長することを喜びとする人
 【養護教諭】子どもに対して深い愛情をそそぎ、健やかな成長を支えることに喜びを感じる人
 【栄養教諭】子どもに対して深い愛情をそそぎ、食をとおした心身の健全な発達に喜びを感じる人

4 選考区分・受験種別・出願資格

選考区分には、一般選考と障害者特別採用選考がある。さらに、受験種別として、特別採用選考A～H及び免除申請ア～オがある。選考区分については、出願時に一般選考又は障害者特別採用選考のいずれか1つを選ぶ。さらに、特別採用選考A～H及び免除申請ア～オを希望する場合は、該当する受験種別及び免除区分を選ぶ。

一般選考については、【共通受験資格】を満たすことで出願できる。また、障害者特別採用選考及びその他の特別採用選考については、【共通受験資格】と【個別受験資格】の両方を満たすことで出願できる。

なお、受験資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

【共通受験資格】

- (1) 昭和41年4月2日以降に生まれた者。
- (2) 志願する校種・職・教科の普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。（注）
- (3) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。

（注）① 特別免許状又は臨時免許状の取得を前提として出願する場合を除く（別表1・2参照）。

また、小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により受験する者については、合格後2年以内（令和10年3月31日まで）に必要な免許状を取得見込みの者も受験できる（「社会人特別採用選考」参照）。

- ② 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、中国語又は韓国語の教諭普通免許状を有しない者も出願できる。
- ③ 特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。
 ※ 放送大学や免許法認定講習等で取得中の者は、免許取得の要件について、事前に県教育庁働きがい推進室（TEL：095-894-3331）に必ず確認すること。
- ④ 小学校教諭（英語専科）の志願者は中学校英語普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。なお、小学校教諭（英語専科）で合格しない場合は、小学校教諭の一般選考の対象となる。ただし、小学校教諭普通免許状所有者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者に限る。

小学校教諭（英語専科）の採用者は、原則として専科教員（その教科のみ教える教員）などとして外国語活動を中心とした業務に携わることになります。

- ⑤ 中学校教諭（特別支援教育担当教員）の志願者は、中学校のいずれかの教科の普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みであることに加え、特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。

中学校教諭（特別支援教育担当教員）としての採用者は、原則として特別支援学級又は通級指導教室を担当し、校内の特別支援教育を推進する役割を担うことになります。ただし、赴任先により通常の学級担任、副担任となる場合もあります。

- ⑥ 高等学校教諭（水産）の志願者は、水産又は商船の高等学校普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。なお、三級海技士（機関）以上の海技免許状を有し、5年以上船舶に乗船の経験を有する者で、技術優秀と認められる者（良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者）も出願できる。

〈別表1〉特別免許状の取得を前提に出願できる校種・教科

対象校種・教科	出願資格
【中学校】 家庭 英語	令和7年11月30日までに、次の(1)及び(2)の両方を満たす者。 (1) 次の①～③のいずれかに該当する者。 ① 学校教育法第1条に規定する学校等における、教科に関する授業に携わった経験が、1学期間以上ある者。 ② 教科に関する専門分野に関して、営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等における勤務経験等が概ね3年以上ある者。 ③ 優れた知識経験等を有する者。 ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者。 ・修士号、博士号の学位を有する者（原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的知識経験等を備えていること）。 など (2) 勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる1通の推薦状が提出できる者。
【高等学校】 英語 家庭 情報 農業 工業 商業 看護	
【特別支援学校】 自立活動	

（注）特別支援学校（自立活動）については、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考により受験する場合に限る。

〈別表2〉臨時免許状の取得を前提に出願できる校種・教科

対象校種・教科	出願資格
【中学校・高等学校】 家庭	栄養教諭普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。
【中学校・高等学校】 英語	英語資格等保有者特別採用選考を、申請要件(3)又は(4)で出願する者（「英語資格等保有者特別採用選考」参照）。
【高等学校】 看護	養護教諭普通免許状及び看護師免許を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。
【特別支援学校】 音楽・美術・技術	中学校（音楽・美術・技術）、高等学校（音楽・美術）のいずれかの普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。ただし、大学推薦特別採用選考により受験する場合に限る（「大学推薦特別採用選考」参照）。

（注）① 中学校・高等学校（家庭・英語）、高等学校（看護）の合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から当該教科の教諭（特別免許状による）として任用する。

② 特別支援学校の合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、普通免許状を取得するための猶予期間を3年間設ける。

5 出願手続き・受験票の交付

(1) 出願方法

インターネットを利用した電子申請で出願すること。

※1 身体的な事情により受験に際して配慮を必要とする場合は、該当欄にその旨を入力すること。

※2 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、電子申請に加えて、中国語又は韓国語の能力を証明するものを出願期間内に郵送すること。

※3 やむを得ない理由により電子申請が困難な場合は高校教育課（TEL095-894-3358）に連絡すること。

●長崎県電子申請システム

<https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList initDisplay.action>

(2) 出願期間

令和7年2月14日（金）午前10時 ～ 3月21日（金）午後5時まで

※ ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験のオンライン受験を希望する者は、以下の期間とする。

第1回オンライン受験：令和7年4月22日（火）午前10時 ～ 5月22日（木）午後5時まで

第2回オンライン受験：令和7年6月30日（月）午前10時 ～ 7月24日（木）午後5時まで

(3) 受験票の交付

令和7年4月11日（金）発送予定

※1 ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験の第1回オンライン受験を希望する者は、令和7年5月30日（金）発送予定。第2回オンライン受験を希望するものは、令和7年8月1日（金）発送予定。

※2 受験票が発送予定日後2週間以内に到着しない場合や、記載内容に不備等がある場合は、すみやかに高校教育課（オンライン受験については義務教育課）まで連絡すること。

6 志願する上での留意点

- ① 他校種及び他教科・科目との重複出願は認めない。
- ② 中学校教諭（特別支援教育担当教員）志願者は、中学校のいずれかの教科で出願すること。
- ③ 高等学校教諭（国語・英語）の採用予定者数には、国語又は英語に加え、中国語又は韓国語のいずれかを教えることができる者若干名を含む。
- ④ 高等学校保健体育については、採用予定者数5名のうち、陸上競技（中・長距離）、柔道、カヌー、ローイングを専門競技とする者の中から、1名は採用する（特定競技採用枠）。ただし、採用基準に達する者がいない場合は、採用しない。特定競技採用枠で志願する者は、電子申請に加えて、競技履歴書を出願期間内に郵送にて提出すること。競技実績を証明する大会の賞状の写し（A4版に縮小すること）又は競技団体が発行する成績証明書等がある場合には、競技履歴書に添付して提出すること。競技履歴書は、教員採用試験ホームページからダウンロードすること。
- ⑤ 特別支援学校教諭志願者は、受験区分「特A」「特B」のうち、いずれかを選択して出願すること。また、志願する部（小学部又は中学部・高等部）を選択すること（「第1次試験」参照）。
- ⑥ 採用にあたって、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用する。

7 第2志望が可能な校種・教科

- (1) 中学校教諭志願者は小学校を第2志望とすることができる。
ただし、次の①～③について留意すること。
 - ① 小学校教諭普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者とする。
 - ② 第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験の受験対象者とする。
 - ③ 第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験合格とする。
- (2) 中学校英語志願者は、小学校教諭（英語専科）を第2志望とすることができる。
ただし、次の①～③について留意すること。
 - ① 中学校英語普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者とする。
 - ② 第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校教諭（英語専科）第2次試験の受験対象者とする。
 - ③ 第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校教諭（英語専科）第2次試験合格とする。
- (3) 高等学校工業志願者は、志願する科目以外の科目を第2志望の科目として選択することができる。
ただし、次の①・②について留意すること。
 - ① 第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を第2志望科目第2次試験の受験対象者とする。
 - ② 第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を第2志望科目第2次試験合格とする。
- (4) 養護教諭志願者は高等学校看護教諭（助教諭）を第2志望とすることができる。
ただし、養護教諭普通免許状に加え、高等学校看護教諭普通免許状もしくは看護師免許を有する者に限る（令和8年3月31日までに取得見込みの者も可）。養護教諭普通免許状と看護師免許しか有しない場合は、臨時免許状による看護助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から看護教諭（特別免許状による）として任用する。また、看護教諭（助教諭）として採用し、原則6年間の任用後、養護教諭として任用することがある。

- (5) 栄養教諭志願者は、中学校家庭または高等学校家庭教諭（助教諭）を第2志望とすることができる。
ただし、次の①～④について留意すること。

- ① 第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を中学校または高等学校家庭の第2次試験の受験対象者とする。
- ② 第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を中学校または高等学校家庭の第2次試験合格とする。
- ③ 志望する校種の家庭普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者が合格となった場合は、教諭として採用する。
- ④ 志望する校種の家庭普通免許状を有していない者が合格となった場合は、臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭（特別免許状による）として任用する。

8 個別受験資格

選考区分	申請要件等
一般選考	【共通受験資格】の要件
障害者特別採用選考	【対象】すべての校種・職・教科 次の(1)～(5)のいずれかに該当し、教員としての職務遂行が可能な者。 (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者。 (2) 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という）もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る）の交付を受けている者。 (3) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者。 (4) 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者。 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

障害者特別採用選考の申請手続き等

- ① 採用予定者数は20名とする。なお、選考については、一般選考と分けて行う。
- ② 電子申請に加えて、申請手続きに従って申請すること。申請書及び各種様式は、教員採用試験ホームページからダウンロードすること。
- ③ 「障害者特別採用選考申請書」を出願期間内に郵送にて提出すること。申請書用紙の郵送を希望する場合は、返信用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）、返信先記入の上、110円郵便切手貼付〕を添えて、長崎県教育庁高校教育課に請求すること。
- ④ 申請書の記載内容により、必要に応じ、受験上の配慮をする（下表参照）。また、実技の免除等も審査の上、行う。

筆記試験・実技試験において提供可能な合理的配慮の例
点字受験、拡大鏡の使用、問題用紙等の拡大、試験時間の延長、手話通訳者の派遣、補聴器等の聴覚補助具の使用、パソコン等の使用、試験会場・机等の配慮、別室受験 など

9 特別採用選考

受験種別	申請要件等
A 離島教育	【対象】小学校教諭 採用時を含めて通算して10年、原則同一離島市町に勤務できる者。 （離島市町は、対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町を基本とする）
B 特定教科 （情報）	【対象】高等学校教諭（情報） 次の(1)～(3)の全てを満たす者。 (1) 大学又は大学院（短期大学を除く）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得している者。 (2) 平成21年度春期からの試験制度で、下記の試験のいずれかの合格者、あるいは、下記のいずれかの資格に相当する研究により、修士又は博士号を取得している者（令和8年3月31日までに取得見込みでも可）。 ①基本情報技術者 ②応用情報技術者 ③ITストラテジスト

特 別 採 用 選 考		④システムアーキテクト ⑤プロジェクトマネージャ ⑥ネットワークスペシャリスト ⑦データベーススペシャリスト ⑧エンベデッドシステムスペシャリスト ⑨ITサービスマネージャ ⑩システム監査技術者 ⑪情報処理安全確保支援士 (3) 民間企業、大学・研究機関等において、情報システムの研究、開発・保守・運用等に従事し、出願時までに通算3年以上の勤務経験を有する者。
	C 社会人	【対象】すべての校種・職・教科（栄養教諭を除く） 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。 (1) 民間企業等（国公立及び私立の小・中・高・特別支援学校を除く）において、平成30年4月1日以降、令和7年3月31日までに通算5年以上の勤務経験を有する者。 (2) 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等として、令和2年4月1日以降、令和7年3月31日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者。 (3) 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、合わせてその施設を青少年の利用に供する目的で、国もしくは地方公共団体が設置した青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）において、指導業務の従事者として位置付けられ、令和2年4月1日以降、令和7年3月31日までに通算3年以上の勤務経験を有する者。
	D 英語資格等 保有者	【対象】小学校教諭（英語専科） CEFR B2相当（別表3参照）の英語の語学力を有する者で、中学校英語普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに所得見込みの者。
		【対象】中学校教諭（英語）・高等学校教諭（英語） CEFR B2相当（別表3参照）の英語の語学力を有する者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者。 (1) 志願する校種の英語教諭普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。 (2) 民間企業等において、正規採用として、日常的に英語を使用した業務に従事した勤務経験が令和2年4月1日以降、令和7年3月31日までに3年以上ある者。 (3) 英語以外の教諭普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。 (4) 大学又は大学院において（科目等履修生を含む）、「教育の基礎的理解に関する科目」や「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を5単位以上取得又は令和8年3月31日までに取得見込みで、かつ英語の技能を活用して学校現場における2週間程度の英語教育インターンシップ（授業、特別活動などの実践経験）等を令和7年12月までに終了している者。
	E 本県本務教員 退職者	【対象】すべての校種・職・教科（栄養教諭を除く） 次の(1)～(3)の全てを満たす者。 (1) 本県公立学校の本務教員として採用され、受験校種と同一の教職経験を5年以上有する者（休職、育休等の期間は除く）。 (2) 育児等（育児、介護等）や諸般の事情（家族の転勤等による転居、転職等）を理由に本県公立学校を退職した者のうち、次の①又は②のいずれかに該当する者。 ①平成27年4月1日以降に退職した者。 ②平成27年3月31日以前に退職した者で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までに本県公立学校の臨時的任用教員として勤務実績がある者。 (3) 懲戒処分歴がない者。
	F 理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士 有資格者	【対象】特別支援学校教諭 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有し、当該資格に基づく重症心身障害児（者）の臨床経験が、令和2年4月1日以降、令和7年3月31日までに3年以上ある者。
	G スポーツ 指導者	【対象】高等学校教諭 平成30年4月1日以降、令和7年3月31日までに、国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会等）に日本代表として出場した選手の指導者又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた選手の指導者。
	H	【対象】小学校教諭、中学校教諭（すべての教科）、

大学推薦	高等学校教諭（国語、世界史、日本史、地理、公民、数学、物理、化学、生物、地学、英語、家庭、情報、工業（機械、電気、建築、土木、工業化学）、商業）、特別支援学校教諭 長崎県公立学校教員を第1志望とする者のうち、教師として優れた実践力を発揮することができると学長又は研究科長又は学部長が推薦する者で、次の(1)～(3)の全てを満たす者。 (1) 対象となる一種免許状、二種免許状もしくは専修免許状を有する者又は令和8年3月31日までに確実に取得できる見込みの者。ただし、特別支援学校教諭（音楽・美術・技術）については、特別支援学校の免許状を有していない者でも、中学校（音楽・美術・技術）、高等学校（音楽・美術）のいずれかの普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに確実に取得できる見込みの者も可とする。 (2) 「長崎県が求める教師像」に相応する資質・能力を有する者。 (3) 学業成績が優秀である者。
------	--

特別採用選考の申請手続き等

【共通事項】

- ① 電子申請に加えて、各特別採用選考の申請手続きに従って申請すること。申請書及び各種様式は、教員採用試験ホームページからダウンロードすること。
- ② 下記の特別採用選考の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する。なお、審査の結果、特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般選考での受験となる（(注)【共通受験資格】を満たす者に限る）。

【A】離島教育特別採用選考

- ① 採用予定者数は、4名程度とする。なお、本特別採用選考で合格しない場合は、一般選考の対象となる。
- ② 電子申請の際に、「離島教育特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。なお、大学や大学院等において、「複式教育論」「小規模教育論」など離島教育に関する科目の単位を取得している者は、「単位取得証明書」等を添付することにより、「離島教育特別採用選考申請書」を送信しなくてもよいものとする。

【B】特定教科（情報）特別採用選考

- ① 採用予定者数は、高等学校教諭（情報）の採用予定者数に含む。
- ② 普通免許状を有しない者も出願できる（特別免許状による採用）。合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ③ 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【C】社会人特別採用選考

- ① 採用予定者数は、各校種・職・教科の採用予定者数に含む。
- ② 小学校・中学校教諭志願者については、合格後2年以内（令和10年3月31日まで）に志願する校種・教科の普通免許状を取得見込みの者も出願できる。
- ③ 電子申請の際に、「社会人特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。また、上記②の者については、名簿登載期間更新制度についても併せて申請すること（「名簿登載期間更新制度」参照）。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の教職教養試験を免除する。
- ⑤ 第2次選考の合格者には、職歴確認のため「在職証明書」の提出を求める。

【D】英語資格等保有者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、小学校教諭（英語専科）・中学校教諭（英語）・高等学校教諭（英語）のそれぞれの採用予定者数に含む。
- ② 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を出願期間内に郵送にて提出すること。ただし、資格試験については、令和2年4月1日以降に受験した試験を対象とする。
- ③ 申請要件(2)により出願する者は、合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ④ 申請要件(4)により受験を希望する者は、単位の取得やインターンシップの実施について事前に大学に確認し、不明な点等がある場合は大学を通じて高校教育課（095-894-3358）に問い合わせること。また、第2次選考に合格した者は、令和7年12月末までに大学作成の「学力に関する証明書」及び「推薦書」を提

出すること。

- ⑤ 各申請要件別の「選考上の特別措置」及び「出願及び採用の取扱い」については、下表のとおりとする。

申請要件	選考上の特別措置	出願及び採用の取扱い
(1)	第1次試験の全てを免除する。	
(2)		普通免許状を有しない者も出願可。特別免許状による採用。
(3)	第1次試験の教職教養試験を免除する。	臨時免許状による採用。
(4)		普通免許状を有しない者も出願可。臨時免許状による採用。

(注) 特別免許状・臨時免許状による採用については、別表1・2を併せて確認すること。

〈別表3〉CEFR B2相当について

検定名称	実施団体	基準	備考
実用英語技能検定 英検S-CBT 英検CBT	日本英語検定協会	1級又は 準1級合格者	英検1BAは不可
TOEIC Listening & Reading Test	国際ビジネスコミュニケーション協会	785点以上取得者	IPテストオンラインは不可
TOEFL iBT	国際教育交換協議会	72点以上取得者	
ケンブリッジ英語検定	日本ケンブリッジ英語検定機構	160点以上取得者	
GTEC	ベネッセコーポレーション	1190点以上取得者	アセスメント版は不可
IELTS	ブリティッシュ・カウンシル、 日本英語検定協会	5.5以上取得者	
TEAP	日本英語検定協会	309点以上取得者	
TEAP CBT	日本英語検定協会	600点以上取得者	

※ 公式の「成績証明書」や「認定書」が発行されるものであれば、コンピュータ版等でも可とする。

【E】本県本務教員退職者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、各校種・職・教科の採用予定者数に含む。
- ② 申請要件を満たすことを明らかにする「自己申告書」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【F】理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、1名程度とする。
- ② 普通免許状を有しない者も出願できる（特別免許状による採用）。合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状（重症心身障害児（者）の臨床に従事していることが分かるよう記載されたもの）を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ③ 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【G】スポーツ指導者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、若干名とする（採用予定者数の1割以内）。
- ② 「スポーツ指導者特別採用選考申請書」及び申請要件を満たすことを明らかにする書類（大会要項の写し、賞状の写し（A4判に縮小すること）、競技団体が発行する成績証明書等）を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の教職教養試験を免除する。なお、高等学校教諭（保健体育）志願者は、第1次試験の実技試験も免除する。

【H】大学推薦特別採用選考

- ① 採用予定者数は、各校種・教科の採用予定者数に含む。
- ② 別途定める「大学推薦特別採用選考」実施要項（教員採用試験ホームページに掲載）を参照すること。

また、所属の大学が推薦指定校であるかを大学担当者に確認の上、手続きをすること。

③ 大学での手続きに加え、出願期間内に必ず電子申請も行うこと。

④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。なお、中学校教諭（技術・家庭）については、第2次試験の実技試験も免除する。

10 免除申請

下記の区分の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、免除の可否については受験票により通知する。なお、下記の区分の重複申請は認めない。また、特別採用選考との重複申請については、「特別採用選考と免除申請の重複申請」を参照すること。

免除区分

【ア. 体免】中学校・高等学校教諭（保健体育）志願者に関する免除申請

【イ. 特免】特別な分野に関する免除申請

【ウ. 臨免】臨時的任用等教員に関する免除申請

【エ. 本免】国公立学校本務教員に関する免除申請

【オ. 通免】前年度選考試験の結果通知に関する免除申請

区分	対象	申請要件	免除内容
ア. 体免	中学校・高等学校教諭（保健体育）志願者	国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会等）に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた者。	第1次試験の全て 又は教職教養試験
イ. 特免	高等学校教諭（保健体育を除く）志願者	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。 (1) スポーツの分野において、国際レベルの大会（オリンピック、アジア大会等）に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において、優秀な成績を収めた者。 (2) 文化・芸術の分野において、国際レベルのコンクール・展覧会等に日本代表もしくはこれに準ずる資格により出場した者、又は全国レベルのコンクール・展覧会等において、優秀な成績を収めた者。 ※(1)・(2)ともに高校以降の実績に限る。また、団体種目にあっては、メンバー登録された者に限る。	第1次試験の教職 教養試験
ウ. 臨免	全ての校種・職の志願者（栄養教諭を除く）	令和6年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、優秀と認められた者のうち、令和7年度における講師登録を令和7年2月21日までにを行った者。 さらに、上記の者のうち、令和5、6年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、審査の結果、特に優秀と認められた者については、第1次試験の全てを免除する（ただし、小学校教諭・中学校教諭・特別支援学校教諭志願者に限る）。	第1次試験の全て 又は教職教養試験
エ. 本免	全ての校種・職の国公立学校本務教員（栄養教諭を除く） ※他自治体の国公立学校本務教員とは、自治体等の教員採用試験に合格し、採用された者	令和7年3月1日時点において、他自治体の国公立学校本務教員で、受験する校種・職、教科・科目と同一の本務教員経験を2年以上有しており、令和7年度末まで他自治体で国公立学校本務教員として勤務を継続する者。	【小学校教諭】 【中学校教諭】 【特別支援学校教諭】 【養護教諭】 第1次試験の全て及び第2次試験の実技試験 【高等学校教諭】 第1次試験の教職教養試験
オ. 通免	小学校教諭・中学校教諭・栄養教諭志願者 高等学校教諭・	令和8年度採用選考試験（小学校教諭・中学校教諭・栄養教諭）の第1次試験の全てを免除する「通知書」が発行された者。ただし、令和7年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種、教科・科目を受験する者に限る。 令和7年度採用選考試験の第2次試験結果通知において区分Ⅱ	第1次試験の全て

特別支援学校教諭・ 養護教諭志願者	合格後、名簿登載されなかった者。ただし、令和7年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種・職、教科・科目を受験する者に限る。
----------------------	--

免除申請の申請手続き等

電子申請に加えて、各区分の申請手続きに従って申請すること。各種申請書及び様式は、教員採用試験ホームページからダウンロードし、郵送の場合は両面印刷（両面コピー）で提出すること。

区分	申請手続き
ア. 体免	「免除申請書（体免）」及び要件に係る大会の賞状の写し（A4判に縮小すること）又は競技団体が発行する成績証明書、あるいは日本代表として出場したことを証明する書類を出願期間内に郵送にて提出すること。
イ. 特免	「免除申請書（特免）」及び要件に係る大会の賞状等の写し（A4判に縮小すること）又は競技団体等が発行する成績証明書、あるいは選手等として出場したことを証明する書類を出願期間内に郵送にて提出すること。
ウ. 臨免	「免除申請書（臨免）」に必要事項を記入し、 <u>2月21日（金）までに</u> 現在勤務する学校の校長あて提出すること。
エ. 本免	電子申請の際に「免除申請書（本免）」を添付書類として送信すること。オンライン受験は、長崎会場受験と出願期間や試験日が異なっているため注意すること（「出願手続き・受験票の交付」、「第2次試験」参照）。なお、長崎会場受験とオンライン受験の重複受験はできない。
オ. 通免	以下のものを出願期間内に郵送にて提出すること。 ・小学校教諭・中学校教諭・栄養教諭志願者は「通知書」の写し ・小学校教諭・中学校教諭・栄養教諭以外の志願者は「令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験第2次選考結果に係る通知書」の写し ・写真票（写真〔縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの〕を貼付の上、必要事項を記入したもの） ・返信用封筒1通〔角形2号（24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き）、返信先を記入（6月中旬に確実に受け取れる住所を記入すること。また、「～行」と書かず「～様」とすること）の上、郵便切手390円分を貼付しておくこと〕

11 特別採用選考と免除申請の重複申請

特別採用選考及び免除申請については、別表4・5に示すⅠ～Ⅲ群間での重複申請はできる。ただし、Ⅲ群内の重複申請はできない。

〈別表4〉

群	種 別
Ⅰ群	【障特】障害者特別採用選考
Ⅱ群	【離特】離島教育特別採用選考
Ⅲ群	【情特】特定教科（情報）特別採用選考 【社特】社会人特別採用選考 【英特】英語資格等保有者特別採用選考 【本特】本県本務教員退職者特別採用選考 【理特】理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考 【ス特】スポーツ指導者特別採用選考 【推特】大学推薦特別採用選考 【免除】各種免除申請 ※「免除申請」を参照

〈別表5〉

志願校種・職	Ⅰ群	Ⅱ群	Ⅲ群							
	障特	離特	情特	社特	英特	本特	理特	ス特	推特	免除
小学校教諭	●	■		◆	◆	◆			◆	◆
中学校教諭	●			◆	◆	◆			◆	◆
高等学校教諭	●		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆
特別支援学校教諭	●			◆		◆	◆		◆	◆
養護教諭	●			◆		◆				◆
栄養教諭	●									

（注）●・■・◆のうち、同じ記号は1つだけ選択可。例えば、小学校教諭志願者の場合、【障特】＋【離

特】＋【社特】の重複申請はできるが、【社特】＋【免除】のような皿群内での重複申請はできない。

12 加点制度

下記の志願校種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により、第1次試験に加点する。加点は最大で2項目、合計6点までとする（同一項目内での複数申請は不可）。なお、一部については、令和8年3月31日までに取得見込みの者も申請ができる。ただし、対象の免許状又は資格が取得できなかった場合は、第2次試験に合格していても、内定及び採用候補者名簿への登載を取り消す場合があるので注意すること。

【加点申請ができる校種・職・要件及び加点される点数】

申 請 要 件		志願校種・職及び加点						
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		養護教諭	栄養教諭
					特A	特B		
①	司書教諭の資格を有する者又は取得見込みの者。	3	3	3	3	3		
②	大学院を修了した者又は大学院に在学している者。	3	3	3	3	3	3	3
③	英検2級以上、TOEFL (iBT) 61点以上又はTOEIC (L&R) 550点以上のいずれかを有する者。 ※受験期日は問わない。	3				小学校 3		
	CEFR B2相当の英語の語学力を証明する資格を有する者（別表3参照）。 ※令和2年4月1日以降に受験した試験を対象とする。		英語 3	英語 3		中高英語 3		
④	特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。	3	3	3				
⑤	小学校・中学校両方の免許を有する者又は取得見込みの者。	3	3					
⑥	複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。 ※⑥を申請した場合、⑦を重複して申請することはできない。		3		中高等部 3	中高等部 3		
⑦	複数教科の高等学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。 ※⑦を申請した場合、⑥を重複して申請することはできない。				中高等部 3	中高等部 3		
⑧	志願教科以外に、中学校教諭普通免許状「音楽・美術・技術・家庭のいずれか」を有する者又は取得見込みの者。	6	6					
⑨	高等学校教諭志願者（情報以外）で、高等学校教諭普通免許状「情報」を有する者又は取得見込みの者。			情報以外 3				
⑩	高等学校教諭志願者（福祉以外）で、高等学校教諭普通免許状「福祉」を有する者又は取得見込みの者。			福祉以外 3				
⑪	特別支援学校教諭（小学部）志願者で、中学校教諭又は高等学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				小学部 3	小学部 3		
⑫	特別支援学校教諭（中学部・高等部）志願者で、小学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				中高等部 3	中高等部 3		
⑬	視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				3	3		
⑭	聴覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				3	3		
⑮	「臨床心理士」又は「公認心理師」の資格を有する者。				3	3		
⑯	「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」のいずれかの資格を有する者。				3	3		
⑰	「看護師」の免許状を有する者。						3	
⑱	「管理栄養士」の資格を有する者。							3
⑲	小学校教諭志願者（離島教育特別採用選考）で、大学又は大学院において（科目等履修生を含む）、「複式教育論」「小規模教育論」などの科目の単位を取得している者。	離島 3						

加点制度の申請手続き等

出願時の電子申請システムからの入力に加え、第1次試験当日に、「加点申請書」及び各要件を証明する下

記の書類の原本を提出すること（「加点申請書」は、教員採用試験ホームページからダウンロードする）。

①については「修了証書」又は「取得見込み証明書」、②については「大学院修了証明書」又は「在学証明書」、③については「合格証」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。④～⑯については、それぞれの免許状又は受講中であることを証明するものを提出すること。なお、⑰については、厚生労働省発行の「登録済証明書（看護師籍）」も可とする。⑱については、申請者に対して別途連絡する。

13 第1次試験

(1) 期日及び試験会場等

期 日		試 験 会 場									
令和7年 5月11日（日）		長崎県立長崎西高等学校				長崎市竹の久保町12－9				TEL：095-861-5106	
		長崎県立長崎工業高等学校				長崎市岩屋町41－22				TEL：095-861-0115	

時 間		校種・職									
		9:10	9:50	10:40	11:30		12:00		12:50		
小 学 校 教 諭		受 付 ・ 諸 注 意	教 職 教 養 (40)	休 憩	専門教科・科目（80）			昼 食			
英 語 専 科					専門教科・科目（80）				英会話力テスト		
中 学 校 教 諭					専門教科・科目（80）						
音・美・保体					専門教科・科目（50）		オリエンテーション		実 技		
英 語					専門教科・科目（80）				英会話力テスト		
高 等 学 校 教 諭					専門教科・科目（80）						
音・美・保体					専門教科・科目（50）		オリエンテーション		実 技		
英 語					専門教科・科目（80）				英会話力テスト		
特別支援 学校教諭					専門教科・科目（80）						
特A					出願時に希望した教科・科目と同じ（実技も含む）				出願時に希望した教科・科目と同じ（実技も含む）		
特B											
養 護 教 諭					専門教科・科目（80）						
栄 養 教 諭		専門教科・科目（80）									

- (注) ① 試験会場と集合時刻については、受験票により通知する。
- ② 試験会場への電話による問い合わせは、試験当日のみとする。
- ③ 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者についても、全て高等学校国語科、英語科教諭と同じ試験を受験すること。
- ④ 特別支援学校教諭の志願者で、受験区分「特B」を選択する者は、出願時に選択した教科・科目と同じ試験（実技試験も含む）を受験すること。
- ⑤ 不正防止の観点から、通信機能を備えたウェアラブル端末腕時計は不可とする。
- ⑥ 各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。

(2) 筆記試験内容

試 験	筆 記 試 験 の 内 容 等			
	校種・職	教職教養	専 門 教 科 ・ 科 目	
小 学 校 教 諭	教育原理・教育心理・教育法規等教職に関するもの		小学校の全教科 小学校教諭（英語専科）は中学校英語と同一の試験とする	
中 学 校 教 諭			志願した教科（英語受験者はリスニングを含む）	
高 等 学 校 教 諭			志願した教科又は科目（英語受験者はリスニングを含む） ※ 地理歴史・公民・理科・工業については、専門科目の他に、その教科全般の問題も課す（地理歴史は公民、公民は地理歴史も含む）。	
特別支援学校教諭			受験区分 特A又は特Bのいずれかを選択	特A 特別支援教育に関する内容 特B 小学校・中学校・高等学校で実施する専門教科・科目のいずれか1つ（実技試験も含む）

養 護 教 諭	養護教諭に関する内容
栄 養 教 諭	栄養教諭に関する内容

(3) 実技試験及び英会話力テスト内容

校種・職	実 技 試 験 の 内 容 等											
中学校・高等学校 教諭（音楽）	○ 必須…弾き歌い											
	中学校…中学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編107ページ（ウ）に示してある共通教材より事前に3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。											
	高等学校…「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。											
	○ 選択…次のⅠ～Ⅲの中から1つを選択する。											
	<table><tr><td></td><td>選択項目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>ピアノ</td><td>任意の1曲</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>声楽</td><td>任意の1曲</td></tr><tr><td>Ⅲ</td><td>器楽（ピアノ以外）</td><td>任意の1曲（無伴奏でも可）</td></tr></table>		選択項目	内 容	Ⅰ	ピアノ	任意の1曲	Ⅱ	声楽	任意の1曲	Ⅲ	器楽（ピアノ以外）
	選択項目	内 容										
Ⅰ	ピアノ	任意の1曲										
Ⅱ	声楽	任意の1曲										
Ⅲ	器楽（ピアノ以外）	任意の1曲（無伴奏でも可）										
	※ 声楽、器楽において伴奏を希望する場合は、原則として受験者による相互伴奏とする（必要な伴奏楽譜等は持参すること）。 ただし、予め伴奏を録音したCDを作成して持参し、そのCD伴奏で演奏することも可とする（CDプレーヤーは県教育委員会で準備するが、パソコン等で録音した音源は通常のCDプレーヤーで再生できないことがあるので注意すること）。											
中学校・高等学校 教諭（美術）	○ 水彩画〔提示される対象を描く〕 ○ 水彩道具、カルトン、イーゼル、クリップ、鉛筆等、制作に必要な道具類は、受験者持参とする。水彩紙（四つ切）は、県教育委員会で準備する。											
中学校・高等学校 教諭（保健体育）	○ 必須…水泳 ○ 選択…次のⅠ群～Ⅲ群の中からそれぞれ1種目選択する。 Ⅰ群（器械運動〔マット運動〕、陸上競技〔ハードル走〕） Ⅱ群（バレーボール、バスケットボール、ソフトボール） Ⅲ群（柔道、剣道、ダンス） ※ 上記のいずれについても、それぞれの運動ができる服装等を準備すること。 （柔道選択者で、柔道衣の下にTシャツを着用する場合は、白を着用すること） （水泳会場までの移動は、サンダル、Tシャツ、ハーフパンツを使用すること） ※ 柔道衣、竹刀・防具類、グラブ等の用具は各自で準備すること。											
小学校教諭（英語専科）・中学校・高等学校教諭（英語）	外国語指導助手の進行により、討論形式で英会話力テストを行う（25分程度）。											

(4) 第1次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する（令和7年6月13日（金）発送予定）。6月18日（水）までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。併せて、教員採用試験ホームページにも合格者の受験番号を掲載する（6月13日（金）午前10時予定）。発表日時が変更となる場合はホームページ上で連絡する。

(5) 試験当日に持参すべきもの

持参すべきもの	注 意 事 項
受験票	4月中旬に送付されるので、写真〔縦4cm×横3cm、令和7年1月以降に撮影したもの〕を貼付しておくこと。
写真票	ダウンロードした写真票に、写真〔縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの〕を貼付の上、必要事項を記入しておくこと。
返信用封筒1通 〔角形2号（24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き）〕	返信先を記入（「～行」と書かず「～様」とする）の上、郵便切手390円分を貼付しておくこと。 ※ 第1次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、6月中旬に確実に受け取れ

	る住所を記入すること。
加点申請書及び加点申請に係る書類の原本	加点申請をした者は、加点申請書及びそれぞれの要件を証明する書類の原本を持参し、試験会場で提出すること（「加点制度」参照）。本部で確認後、試験当日に返却する。 ※ 改姓している場合は、改姓を証明できるものを持参すること。 ※ 免許・資格等を取得見込みで加点申請をした者は、受講中であることを証明する書類を提出すること。
時計	計時機能のみのものとする（通信機能付ウェアラブル端末時計は不可）。

（注）上記の他、各校種・職及び教科・科目において特に必要な物品がある場合は、後日、教員採用試験ホームページに掲載するので、確認の上、当日持参すること。

14 第2次試験

(1) 第2次試験を受験するよう通知された者のみ試験を受験する。

(2) 会場・期日・試験内容

会場	期日	試験内容
長崎県教育センター	令和7年6月26日（木）～7月8日（火）のうち指定された1日又は2日（注①）	① 適性検査（オンラインによる事前受検） ② 個人面接 【小学校教諭・中学校教諭】 ・教科に関する課題面接を含む。 【高等学校教諭・特別支援学校教諭】 ・教科等に関する模擬授業を含む。 ・高等学校教諭（英語）志願者は、英語による質疑応答を含む。 【養護教諭】 ・児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む。 【栄養教諭】 ・学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む。 ③ 実技試験（中学校「技術」「家庭」、高等学校「家庭」「看護」受験者のみ）
オンライン（注②）	令和7年6月28日（土） 令和7年8月30日（土）	① 適性検査（オンラインによる事前受検） ② 個人面接（教科に関する課題面接を含む）

（注）① 中学校「技術」「家庭」、高等学校「家庭」「看護」受験者は、実技試験のため指定された日を含む2日。

② 小学校・中学校の「本免」申請者を対象とする（「本免」参照）。

(3) その他

① 第2次試験時に提出すべき書類や上記実技試験の準備物及び適性検査の受検方法については、第2次試験の受験通知と併せて通知する。

② 試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。

(4) 第2次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する（令和7年8月8日（金）発送予定）。8月17日（日）までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。併せて、ホームページにも合格者の受験番号を掲載する（8月8日（金）午前10時予定）。発表日時が変更となる場合はホームページ上で連絡する。

15 試験の評価・選考方法

(1) 評価及び評価の観点

試 験		評 価	観 点	
第1次	教職教養試験	35点満点	○知識	○理解
	専門教科・科目試験	100点満点（音・美・体 以外） 50点満点（音・美・体）		
		75点満点（中：音・美・体）	○技能	○態度

試験	実技試験	100点満点（高：音・美・体）	○知識（体）	○表現（音・美）
	英会話力テスト	15点満点（小英専・中英・高英）	○技能 ○知識	○態度 ○表現

試 験		評 価	観 点
第2次試験	実技試験	A～Eの5段階評価 （中技・中家・高家・高看）	○技能 ○知識 ○適性（看） ○態度 ○表現（技・家）
	小学校教諭・中学校教諭 個人面接（教科に関する課題面接を含む）	10～1の10段階評価	○適性 ○社会性 ○専門性 ○意欲 ○指導力
	高等学校教諭・特別支援学校教諭 個人面接（教科等に関する模擬授業を含む）		
	養護教諭 個人面接（児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む）	10～1の10段階評価	○適性 ○社会性 ○専門性 ○意欲 ○指導力
	栄養教諭 個人面接（学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む）		

(2) 選考方法

第1次選考：第1次試験及び提出書類を資料として総合的に選考する。

第2次選考：第1次試験、第2次試験及び適性検査、提出書類を資料として総合的に選考する。

16 公開・開示

(1) 第1次試験の教職・一般教養の問題・解答例・配点、第2次試験の実技試験、課題面接及び模擬授業の問題については過去3年分、第1次試験の専門教科・科目試験の問題・解答例・配点については過去1年分を教員採用試験ホームページまたは県民センター等で公開している。

(2) 第1次試験（教職教養、専門教科・科目、実技）の得点及びA～Dの4段階で示した第1次選考の総合判定ランク、第2次試験（実技、個人面接）の段階評価及びA～Cの3段階で示した第2次選考の総合判定ランクを希望者に通知する。

(3) 令和8年度選考試験の第2次試験不合格者の中で「17 登載・任用」の(3)に該当する者については、令和9年度採用選考試験の第1次試験を免除する。ただし、令和8年度選考試験で受験した第2次試験と同一校種・職、教科・科目を受験する者に限る。免除対象者には、第2次試験選考結果通知にて知らせる。

17 登載・任用

合格者は、長崎県公立学校教員採用候補者名簿に登載し、任用はこの中から選考して行う。

(1) 名簿登載期間

校種・職	区分	名簿登載期間
全ての校種・職	I	名簿登載日から令和9年3月31日まで
	II	名簿登載日から令和8年1月31日まで

(2) 任用

校種・職	区分	任用について
全ての校種・職	I	原則として、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に任用を開始する。
	II	(1)の区分IIに示す名簿登載期間に、区分Iの合格者に辞退者がした場合又は定年退職以外の退職希望者が生じた場合に、区分IIの合格者の中から順に区分Iとして扱い、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に任用を開始する。

(3) 「区分II」の者のうち任用されなかった者は、同一校種・職、教科・科目を受験する場合に限り、令和9年度採用選考試験の第1次試験の全てを免除する。ただし、小学校教諭・中学校教諭・栄養教諭については、県教育委員会が示す期日までに受験した校種の次年度分の長崎県公立学校臨時的任用教員・事務職員等及び任期付短時間勤務職員採用志願書を提出した者に限る。

18 名簿登載期間更新制度

令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験において採用候補者名簿に登載された者のうち、次のX～Zの場合に限り、名簿登載期間を1年間延長できる。

【共通事項】

- ① 名簿登載期間の更新を希望する者は、出願時に申請する。
- ② 第2次選考結果通知で名簿登載期間更新申請の許可が与えられた場合は、令和7年12月末までに申請手続きをすることができる。なお、この手続きをする場合は、令和8年度の採用を辞退することになる。また、名簿登載期間の更新申請の許可を与えるのは若干名とする。
- ③ 名簿登載期間の再度の更新は、令和8年12月下旬（予定）に書類及び面接による審査を行い、決定する（面接の日時や提出書類等については、令和8年11月下旬までに別途通知する）。なお、複数年の申請を行う者は、1年ごとに更新申請をしなければならない。

【X】大学院進学予定又は大学院在籍に伴う名簿登載期間の更新

- ① 大学院進学予定者については、令和7年12月末までに大学院の合格が確定した者に限る。ただし、やむを得ない事情により期限内に手続きができない場合は長崎県教育委員会（志願校種・職の担当課）に連絡すること。
- ② 任用にあたっては、原則として大学院修了を条件とする。

【Y】妊娠・出産・育児に伴う名簿登載期間の更新

- ① 第2次試験合格後、妊娠等により新たに申請を希望する場合は、すみやかに長崎県教育委員会（志願校種・職の担当課）に連絡すること。

【Z】合格後2年以内に普通免許状を取得見込みの者の名簿登載期間の更新

- ① 小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により合格した者に限る（「社会人特別採用選考」参照）。
- ② 令和10年3月31日までに志願する校種・教科の普通免許状を取得できない場合は、採用を取り消す。

19 その他

- (1) この募集要項による選考審査で、採用予定者が確保できない校種、教科・科目等が生じた場合には、別に特別選考を実施する場合がある。
- (2) 試験会場周辺や商業施設での乗り降りや待機は交通渋滞の原因となり、近隣住民の方に迷惑をかけるので、絶対にしないこと。

長崎県立学校教員採用選考試験実施要項（大学3年生用）

1 目 的

令和9年度長崎県公立学校教員の採用にあたり、選考資料とするために実施する。

2 長崎県が求める教師像

【小学校教諭】心豊かで明るく、子どもとともに遊び、ともに学ぼうとする人
【中学校教諭】情熱にあふれ、生徒とともにあり、わかる授業に努める人
【高等学校教諭】教科に関する専門性が高く、生徒の指導にも熱心に取り組み、明るく社会性に富む人
【特別支援学校教諭】子どもに対する純粋な愛情を持ち、ともに学び、ともに成長することを喜びとする人
【養護教諭】子どもに対して深い愛情をそそぎ、健やかな成長を支えることに喜びを感じる人
【栄養教諭】子どもに対して深い愛情をそそぎ、食をとおした心身の健全な発達に喜びを感じる人

3 選考区分・出願資格

選考区分には、一般選考と障害者特別採用選考がある。出願時に一般選考又は障害者特別採用選考のいずれか1つを選ぶ。

一般選考については、【共通受験資格】を満たすことで出願できる。また、障害者特別採用選考については、【共通受験資格】と【個別受験資格】の両方を満たすことで出願できる。

なお、受験資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

【共通受験資格】

- (1) 令和7年3月時点において大学2年生等で令和8年度末に卒業見込みの者（大学2年生等とは、大学の最終年次の2年前の年次をいう。科目等履修生・短大生は含まない）。
- (2) 昭和42年4月2日以降に生まれた者。
- (3) 志願する校種・職・教科の普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者。（注）
- (4) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。

（注）① 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する

者については、中国語又は韓国語の教諭普通免許状を有しない者も出願できる。

- ② 特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者。
- ③ 小学校教諭（英語専科）の志願者は中学校英語普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者。なお、小学校教諭（英語専科）で合格しない場合は、小学校教諭の一般選考の対象となる。ただし、小学校教諭普通免許状所有者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者に限る。

小学校教諭（英語専科）の採用者は、原則として専科教員（その教科のみ教える教員）などとして外国語活動を中心とした業務に携わることになります。

- ④ 中学校の特別支援教育担当教員の志願者は、中学校のいずれかの教科の普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みであることに加え、特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者。

中学校教諭（特別支援教育担当教員）としての採用者は、原則として特別支援学級又は通級指導教室を担当し、校内の特別支援教育を推進する役割を担うことになります。ただし、赴任先により通常の学級担任、副担任となる場合もあります。

4 対象校種・教科

校種・職	教科・科目
小学校教諭	※英語専科を含む
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語 ※特別支援教育担当教員を含む
高等学校教諭	国語、地理歴史（世界史、日本史、地理）、公民、数学、理科（物理、化学、生物）、保健体育、芸術（音楽、美術）、英語、家庭、情報、農業、工業（機械、電気、建築、土木）、商業
特別支援学校教諭	小学部、中学部・高等部
養護教諭	
栄養教諭	

※令和9年度採用の採用予定者数については、令和8年度に実施する第1次試験までに「長崎県教育委員会ホームページ」に掲載予定。

5 出願手続き・受験票の交付

(1) 出願方法

インターネットを利用した電子申請で出願すること。

※1 身体的な事情により受験に際して配慮を必要とする場合は、該当欄にその旨を入力すること。

※2 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、電子申請に加えて、中国語又は韓国語の能力を証明するものを出願期間内に郵送すること。

※3 やむを得ない理由により電子申請が困難な場合は高校教育課（Tel095-894-3358）に連絡すること。

●長崎県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_initDisplay.action

(2) 出願期間

令和7年2月14日（金）午前10時 ～ 3月21日（金）午後5時まで

(3) 受験票の交付

令和7年4月11日（金）発送予定

※ 受験票が発送予定日後2週間以内に到着しない場合や、記載内容に不備等がある場合は、すみやかに高校教育課まで連絡すること。

6 志願する上での留意点

- ① 他校種及び他教科・科目との重複出願は認めない。
- ② 中学校（特別支援教育担当教員）志願者は、中学校のいずれかの教科で出願すること。
- ③ 特別支援学校教諭志願者は、受験区分「特A」「特B」のうち、いずれかを選択して出願すること。また、志願する部（小学部又は中学部・高等部）を選択すること（「第1次試験」参照）。

④ 採用にあたって、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用する。

7 個別受験資格

選考区分	申請要件等
一般選考	【共通受験資格】の要件
障害者特別採用選考	【対象】すべての校種・職・教科 次の(1)～(5)のいずれかに該当し、教員としての職務遂行が可能な者。 (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者。 (2) 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という）もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る）の交付を受けている者。 (3) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者。 (4) 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定区により知的障害者であると判定された者。 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

障害者特別採用選考の申請手続き等

- ① 選考については、一般選考と分けて行う。
- ② 電子申請に加えて、申請手続きに従って申請すること。申請書及び各種様式は、教員採用試験ホームページからダウンロードすること。
- ③ 「障害者特別採用選考申請書」を出願期間内に郵送にて提出すること。申請書用紙の郵送を希望する場合は、返信用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）、返信先記入の上、110円郵便切手貼付〕を添えて、長崎県教育庁高校教育課に請求すること。
- ④ 申請書の記載内容により、必要に応じ、受験上の配慮をする（下表参照）。また、実技の免除等も審査の上、行う。

筆記試験・実技試験において提供可能な合理的配慮の例	
点字受験、拡大鏡の使用、問題用紙等の拡大、試験時間の延長、手話通訳者の派遣、補聴器等の聴覚補助具の使用、パソコン等の使用、試験会場・机等の配慮、別室受験 など	

8 第1次試験

(1) 期日及び試験会場等

期 日	試 験 会 場		
令和7年 5月11日（日）	長崎県立長崎西高等学校	長崎市竹の久保町12－9	TEL：095-861-5106
	長崎県立長崎工業高等学校	長崎市岩屋町41－22	TEL：095-861-0115

時 間											
校種・職		9:10	9:50	10:40	11:30		12:00	12:50			
小 学 校 教 諭		受 付 ・ 諸 注 意	教 職 教 養 (40)	休 憩	専門教科・科目（80）			昼 食			
英 語 専 科					専門教科・科目（80）				英会話力テスト		
中 学 校 教 諭					専門教科・科目（80）						
音・美・保体					専門教科・科目（50）		オリエンテーション		実 技		
英 語					専門教科・科目（80）				英会話力テスト		
高 等 学 校 教 諭					専門教科・科目（80）						
音・美・保体					専門教科・科目（50）		オリエンテーション		実 技		
英 語					専門教科・科目（80）				英会話力テスト		
特A					専門教科・科目（80）						
特別支援 学校教諭					出願時に希望した教科・科目と同じ（実 技も含む）				出願時に希望した教科・科 目と同じ（実技も含む）		
特B											

養 護 教 諭		専門教科・科目 (80)	
栄 養 教 諭		専門教科・科目 (80)	

- (注) ① 試験会場と集合時刻については、受験票により通知する。
- ② 試験会場への電話による問い合わせは、試験当日のみとする。
- ③ 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者についても、全て高等学校国語科、英語科教諭と同じ試験を受験すること。
- ④ 特別支援学校教諭の志願者で、受験区分「特B」を選択する者は、出願時に選択した教科・科目と同じ試験（実技試験も含む）を受験すること。
- ⑤ 不正防止の観点から、通信機能を備えたウェアラブル端末時計は不可とする。
- ⑥ 各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。

(2) 筆記試験内容

校種・職	試 験	筆 記 試 験 の 内 容 等		
	教職教養	専 門 教 科 ・ 科 目		
小 学 校 教 諭	教育原理・教育心理・教育法規等教職に関するもの	小学校の全教科 小学校教諭（英語専科）は中学校英語と同一の試験とする		
中 学 校 教 諭		志願した教科（英語受験者はリスニングを含む）		
高 等 学 校 教 諭		志願した教科又は科目（英語受験者はリスニングを含む） ※ 地理歴史・公民・理科・工業については、専門科目の他に、その教科全般の問題も課す（地理歴史は公民、公民は地理歴史も含む）。		
特別支援学校教諭		受験区分	特A	特別支援教育に関する内容
		特A又は特Bのいずれかを選択	特B	小学校・中学校・高等学校で実施する専門教科・科目のいずれか1つ（実技試験も含む）
養 護 教 諭		養護教諭に関する内容		
栄 養 教 諭	栄養教諭に関する内容			

(3) 実技試験及び英会話力テスト内容

校種・職	実 技 試 験 の 内 容 等		
中学校・高等学校 教諭（音楽）	○ 必須…弾き歌い		
	中学校…中学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編107ページ（ウ）に示してある共通教材より事前に3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。		
	高等学校…「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。		
	○ 選択…次のⅠ～Ⅲの中から1つを選択する。		
		選択項目	内 容
	Ⅰ	ピアノ	任意の1曲
	Ⅱ	声楽	任意の1曲
	Ⅲ	器楽（ピアノ以外）	任意の1曲（無伴奏でも可）
	※ 声楽、器楽において伴奏を希望する場合は、原則として受験者による相互伴奏とする（必要な伴奏楽譜等は持参すること）。 ただし、予め伴奏を録音したCDを作成して持参し、そのCD伴奏で演奏することも可とする（CDプレーヤーは県教育委員会で準備するが、パソコン等で録音した音源は通常のCDプレーヤーで再生できないことがあるので注意すること）。		
中学校・高等学校 教諭（美術）	○ 水彩画〔提示される対象を描く〕 ○ 水彩道具、カルトン、イーゼル、クリップ、鉛筆等、制作に必要な道具類は、受験者持参とする。水彩紙（四つ切）は、県教育委員会で準備する。		

中学校・高等学校 教諭（保健体育）	○ 必須…水泳 ○ 選択…次のⅠ群～Ⅲ群の中からそれぞれ1種目選択する。 Ⅰ群（器械運動［マット運動］、陸上競技［ハードル走］） Ⅱ群（バレーボール、バスケットボール、ソフトボール） Ⅲ群（柔道、剣道、ダンス） ※ 上記のいずれについても、それぞれの運動ができる服装等を準備すること。 （柔道選択者で、柔道衣の下にTシャツを着用する場合は、白を着用すること） （水泳会場までの移動は、サンダル、Tシャツ、ハーフパンツを使用すること） ※ 柔道衣、竹刀・防具類、グラブ等の用具は各自で準備すること。
小学校教諭（英語専科）・中学校・高等学校教諭（英語）	外国語指導助手の進行により、討論形式で英会話力テストを行う（25分程度）。

(4) 第1次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する（令和7年6月13日（金）発送予定）。6月18日（水）までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。併せて、教員採用試験ホームページにも合格者の受験番号を掲載する（6月13日（金）午前10時予定）。発表日時が変更となる場合はホームページ上で連絡する。

(5) 試験当日に持参すべきもの

持参すべきもの	注 意 事 項
受験票	4月中旬に送付されるので、写真〔縦4cm×横3cm、令和7年1月以降に撮影したもの〕を貼付しておくこと。
写真票	ダウンロードした写真票に、写真〔縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの〕を貼付の上、必要事項を記入しておくこと。
返信用封筒1通 〔角形2号（24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き）〕	返信先を記入（「～行」と書かず「～様」とする）の上、郵便切手390円分を貼付しておくこと。 ※ 第1次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、6月中旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
時計	計時機能のみのものとする（通信機能付ウェアラブル端末腕時計は不可）。

（注）上記の他、各校種・職及び教科・科目において特に必要な物品がある場合は、後日、教員採用試験ホームページに掲載するので、確認の上、当日持参すること。

9 試験の評価・選考方法

(1) 評価及び評価の観点

試 験	評 価	観 点
第1次試験	教職教養試験	35点満点
	専門教科・科目試験	100点満点（音・美・体 以外） 50点満点（音・美・体）
	実技試験	75点満点（中：音・美・体） 100点満点（高：音・美・体）
	英会話力テスト	15点満点（小英専・中英・高英）
		○知識 ○理解 ○技能 ○態度 ○知識（体） ○表現（音・美） ○技能 ○態度 ○知識 ○表現

(2) 選考方法

第1次選考：第1次試験及び提出書類を資料として総合的に選考する。

10 公開・開示

(1) 第1次試験の教職・一般教養の問題・解答例・配点、第2次試験の実技試験、課題面接及び模擬授業の問題については過去3年分、第1次試験の専門教科・科目試験の問題・解答例・配点については過去1年分を教員採用試験ホームページまたは県民センター等で公開している。

(2) 第1次試験（教職教養、専門教科・科目、実技）の得点及びA～Dの4段階で示した第1次選考の総合判定ランクを希望者に通知する。

11 合格発表から採用まで

合格者は、令和9年度（令和8年度実施）の教員採用選考試験において第1次試験が免除となり、第2次試験の結果をもって最終合格とする。第2次試験の会場・試験内容・日程等については、令和9年度（令和8年度実施）長崎県公立学校教員採用選考試験実施要項にて確認すること。原則、最終合格者は、最終合格発表をもって「令和9年度長崎県公立学校教員採用候補者名簿」に登載する。名簿登載期間は令和10年3月31日までとし、原則として、令和9年4月1日から令和10年3月31日の間に任用を開始する。

12 その他

- (1) 大学3年生での受験は、第1次試験のみ対象となる。
- (2) 大学3年生での受験については、特別免許状・臨時免許状の取得を前提とした出願、特別採用選考、免除申請、加点制度、名簿登載期間更新制度の対象とはならない。
- (3) 不合格となった者については、令和9年度（令和8年度実施）の教員採用選考試験において、第1次試験から受験することができる。（受験資格を満たす場合に限る。）
- (4) 試験会場周辺や商業施設での乗り降りや待機は交通渋滞の原因となり、近隣住民の方に迷惑をかけるので、絶対にしないこと。

公安委員会規則

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

長崎県公安委員会規則第1号

長崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（生活安全部の分課） 第5条 生活安全部に次の課を置く。 (1) 略 (2) <u>人身安全対策課</u> (3)及び(4) 略 2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室、<u>少年育成室及び許可業務指導室</u>を置く。 （生活安全企画課の事務） 第20条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) <u>子供・女性を対象とする犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防的活動に関すること。</u> (8) <u>少年育成室に関すること。</u> (9)～(11) 略 2 犯罪抑止対策室は、犯罪抑止対策及びニセ電話詐欺抑止対策の推進に関する事務を行う。 3 <u>少年育成室は、少年非行防止に関する調査及び企画、少年の補導、少年をめぐる環境浄化、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護、少年に対する暴力団の影響の排除、街頭補導、少年相談、触法少年事件の事実に関する部分以外の調査等を通じた非行少年等の早期発見補導、保護指導、継続支援等少年の非行防止活動その他少年警察運営の指導に関する事務を行う。</u> 4 略	（生活安全部の分課） 第5条 生活安全部に次の課を置く。 (1) 略 (2) <u>人身安全・少年課</u> (3)及び(4) 略 2 生活安全企画課に犯罪抑止対策室及び<u>許可業務指導室を、人身安全・少年課に少年サポートセンター</u>を置く。 （生活安全企画課の事務） 第20条 生活安全部生活安全企画課の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7)～(9) 略 2 犯罪抑止対策室は、犯罪抑止対策及びニセ電話詐欺抑止対策の推進並びに<u>子供・女性を対象とする犯罪等の前兆事案に係る情報分析及び先制・予防的活動に関する事務</u>を行う。 3 略

（人身安全対策課の事務）

第21条 生活安全部人身安全対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

（高速道路交通警察隊の事務）

第40条 交通部高速道路交通警察隊の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79条）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。）及び本部長が指定する自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）における交通警察にすること。

(2) 高速道路等における犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務の処理にすること。

（少年育成室長）

第64条 少年育成室に室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、少年育成室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

（許可業務指導室長）

第65条 略

2 略

別表第2（第121条関係）

警察署	課	所掌事務
長崎 佐世保	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの
浦上 諫早	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身</u>

（人身安全・少年課の事務）

第21条 生活安全部人身安全・少年課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 少年警察運営に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 少年サポートセンターに関すること。

(10) 略

2 少年サポートセンターは、少年の補導、街頭補導、少年相談、触法少年事件の事実に関する部分以外の調査等を通じて非行少年等の早期発見補導、保護指導、継続支援等少年の非行防止活動に関する事務を行う。

（高速道路交通警察隊の事務）

第40条 交通部高速道路交通警察隊の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79条）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）における交通警察にすること。

(2) 高速道路における犯罪捜査の初動活動その他の必要な警察事務の処理にすること。

（許可業務指導室長）

第64条 略

2 略

（少年サポートセンター長）

第65条 少年サポートセンターに少年サポートセンター長を置く。

2 少年サポートセンター長は、上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

別表第2（第122条関係）

警察署	課	所掌事務
長崎 佐世保	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全・少年課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全・少年課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの
浦上 諫早	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身</u>

		安全対策課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの
	略	
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	略	
南島原 川棚 相浦 江迎 平戸 対馬南	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	略	
西海 松浦 新上五島 杵岐 対馬北	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全対策課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	略	
		安全・少年課、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	捜査支援課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全・少年課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務のうち犯罪捜査の支援に関するもの
	略	
大浦 時津 雲仙 島原 大村 早岐 五島	略	
	生活安全課	生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全・少年課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	略	
南島原 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 対馬南	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全・少年課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	略	
西海 新上五島 杵岐 対馬北	略	
	刑事生活安全課	刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所並びに生活安全部生活安全企画課、 <u>人身安全・少年課</u> 、生活安全捜査課及びサイバー犯罪対策課の事務に相当する事務
	略	
	略	

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第40条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

長崎県公安委員会規則第2号

警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の配置定員に関する規則（平成10年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表 警 察 職 員 配 置 定 員 表	別表 警 察 職 員 配 置 定 員 表

区 分		警 察 官	一 般 職 員	計
所 属				
警 察 本 部		940	330	1,270
略				
小 計		1,054	337	1,391
警 察 署	長 崎 警 察 署	282	16	298
	大 浦 警 察 署	99	4	103
	浦 上 警 察 署	184	10	194
	略			
	諫 早 警 察 署	169	10	179
	略			
	大 村 警 察 署	119	10	129
	略			
	早 岐 警 察 署	90	5	95
	略			
	五 島 警 察 署	67	3	70
	略			
	対 馬 南 警 察 署	58	6	64
	略			
小 計		2,021	137	2,158
略				

区 分		警 察 官	一 般 職 員	計
所 属				
警 察 本 部		933	329	1,262
略				
小 計		1,047	336	1,383
警 察 署	長 崎 警 察 署	285	16	301
	大 浦 警 察 署	100	4	104
	浦 上 警 察 署	185	10	195
	略			
	諫 早 警 察 署	172	8	180
	略			
	大 村 警 察 署	120	10	130
	略			
	早 岐 警 察 署	90	6	96
	略			
	五 島 警 察 署	66	4	70
	略			
	対 馬 南 警 察 署	57	7	64
	略			
小 計		2,028	138	2,166
略				

附 則
この規則は、令和7年3月24日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 二二二一
(八九五) 四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト